



奥秩父山塊の金峰山(標高2,599m)からみた富士山 撮影：津田 浩克

暑中お見舞い申し上げます。

本年4月の熊本地震によりお亡くなりになられた方々には謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

さて、イギリスのEUからの離脱をめぐる国民投票の結果には世界中の多くの方が驚きました。今回の離脱決定は、イギリスのヨーロッパでの独特の立ち位置をあらためて示すとともに、国民投票では必ずしも経済合理性の観点からだけではなく、そのときの「国民感情」で結果が決まり得ることもよく示すものであったと思います。本年11月のアメリカ大統領選挙でも、トランプ氏が反グローバル主義(保護主義)を声高に主張し、現状に不満を抱く米国民の感情を刺激し、その共感を得ようとしています。

冷戦後、グローバリゼーションが世界中を席卷してきました。それに伴い、富の偏在、中間所得者層の減少など、世界各国で同じような現象が起きてきました。英米だけでなく世界各国で現在起きている非常に内向きなナショナリズム運動はその反動だと言えます。現在世界各地でますます頻発しているテロも、グローバリゼーションに対する反動の一環と位置付けることも出来るのではないのでしょうか。日本でも、このような世界の潮流に乗って、いつ、多くの国民が抱いている不安や不満の感情を煽る過激なナショナリストが現れるか分かりません。現在、私たちはまさに歴史の大きな流れが変わる転換期の真ただ中にいるように思えます。

そのような中で、私たちあすなろ法律事務所のメンバーは、これまでの社会や国のあり方に対する反動が行き過ぎたものにならないよう、平和を愛し健全な良識のある日本人、世界市民として行動していきたいと思っております。

弁護士法人 あすなろ

あすなろ法律事務所

弁護士 津田浩克

弁護士 池田直樹

弁護士 岩本 朗

弁護士 原 正和

弁護士 石飛優子

弁護士 室谷悠子

弁護士 増田浩之

弁護士 齊藤優摩

弁護士 杉田峻介

弁護士 平林佳江子

弁護士法人 あすなろ 奄美支所

奄美あすなろ法律事務所

弁護士 和田知彦／事務局一同

離婚後の手続について

弁護士 石飛 優子

離婚問題を多く扱っています。離婚が成立すると、その後の生活や経済状態などに大きな変化があります。目まぐるしい変化の中で、ともすると忘れがちですが、離婚する場合、いくつか考えなければならないことがあります。今回は、離婚した後、どのような手続が必要か、また、どのような制度を利用できるのか、一例をお話したいと思います。

なお、本稿の内容のうち、氏に関するものおよび戸籍に関するものは、主に女性が行う必要のある手続です。また、本稿は一般的な情報提供であり具体的な法的アドバイスではありませんので、ご了承ください。

1. 氏について

(1) ご自身の氏

婚姻により氏を改めた人は、離婚をすると旧姓に当然戻ることになります(これを「復氏」といいます)。ただし、結婚時の氏を離婚後もそのまま名乗っていきたい場合は、離婚の日から3ヵ月以内に、「離婚のときに称していた氏を称する旨の届」を出すことで、結婚していたときの氏を名乗ることができます。この手続は、市区町村役場で離婚手続と同時にすることができますので、事前にご検討いただき、離婚手続と併せて手続されるのが簡便です。なお、離婚の日から3ヵ月が経過した後は、家庭裁判所に「氏の変更許可の申立て」をしなければなりません。

(2) お子さんの氏

父母が離婚しても、子どもの氏は当然には変更されません(離婚によって親権者が旧姓に戻っても、子どもの氏が変わるわけではありません)。そのため、母親が親権者であり旧姓に戻った場合には、親権者である母親と子どもの氏が異なるということになります。

離婚によって別姓となった親子が同じ苗字を名乗りたいときは、家庭裁判所に「子の氏の変更許可申立て」を行う必要があります。子どもが15歳以上の時は子自身が、15歳未満の時は子の法定代理人が子を代理して申立てを行うこととなります。なお、氏の変更だけでは、同一戸籍に入るわけではありません。同一戸籍に入るためには、入籍届を市町村に提出する必要があります。

2. 戸籍について

(1) ご自身の戸籍

離婚によって旧姓に戻った人は、原則として婚姻前の戸籍に戻ります(これを「復籍」といいます)。例外的に、婚姻時の氏を名乗りたいとして婚氏続称の届け出を行った場合等は、新戸籍を作ってその戸籍に入ることになります。復籍した者が、その後に新しい戸籍をつくることはできますが、逆に新戸籍を作ってしまった後にやはり婚姻前の戸籍に戻りたいと思っても戻すことはできません。

(2) お子さんの戸籍

子の戸籍については、自動的に親権者である親の戸籍に移動するわけではありません。また、子どもと親権者の氏が異なる場合、子どもは親権者の戸籍に入ることができません。

そのため、離婚によって復氏した親が親権者となり、子どもを自分の戸籍に入れたい場合には、家庭裁判所に対して「子の氏の変更許可(民法791条)」を申し立て、子どもの氏を自分の氏と同じにしてから、市区町

村役場に入籍届を提出する必要があります。

3. 手当等

離婚によりひとり親世帯となった場合、国や市町村から支援を受けられる場合があります。各居住地により異なりますので、詳細は市区町村役場にお問い合わせいただくのが良いと思いますが、例としては以下のような支援があります。

(1) 児童扶養手当

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子ども(障害児の場合には20歳未満)を監護し、かつ、その子どもと生計を同じくする父母については、児童扶養手当が支給されます。支給要件は、受給資格者が監護養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

(2) JR通勤定期の割引制度

市町村によっては、児童扶養手当受給者またはその

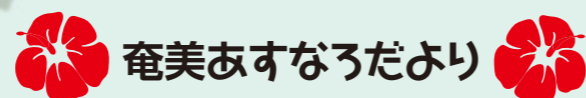
方と同一世帯の方で、JR通勤定期乗車券を必要とする方に対し、割引制度があります。

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

市町村によっては、一般の金融機関から融資を受けることが困難なひとり親家庭を対象とした、無利子ないし低利子の公的な貸付制度があります。修学資金、事業開始資金、住宅資金、結婚資金など、用途に制限はありません。

(4) ひとり親家庭等医療費給付事業

対象年齢や所得制限、助成の範囲などは、市町村によって異なりますが、ひとり親家庭などのお母さんまたはお父さんと、そのお子さんの医療費を助成する制度があります。例えば、大阪市の場合、所得制限はなく、医療機関で受診した際に、医療機関の窓口で負担する医療費の自己負担の一部及び入院時の食事療養にかかる自己負担(標準負担額)を助成してもらえます。医療機関ごとに1日500円(2日を限度)の自己負担、3日目以降の負担はありません。



弁護士 和田 知彦

先日4月16日の奄美支所の新支所長就任披露式は、地元の関係者をはじめ100名を越える沢山の皆様にお越しいただき、とても盛大な式になりました。私としても、地元の皆様からの大きな期待を感じるとともに、それに応えていかなければならないという思いから身の引き締まる思いでした。奄美というと、弁護士が関わるような事件はあまりないという印象を持たれる方もいらっしゃるかもしれません。

しかし、実際は日々たくさんのご相談やご依頼をいただいております。東京や大阪にいたころよりも忙しいのではないかと感じることもあります。奄美大島だけでなく、奄美群島の他の離島に行き仕事をすることもあります。仕事をしている中で感じるのは、まだまだ弁護士というのは遠い存在なんだということです。地元の方に弁護士という



ものを近い存在として感じていただくためには、まだまだやらなくてはならないことがあるのではないかと思います。

奄美では、行政や福祉の関係者の方やNPOの関係者の皆様などとも協力をして仕事をしています。また、それ以外にも地元の様々な方と交流を持ち、時には一緒に仕事をすることもあります。

弁護士は法律の専門家として様々な活動ができますが、万能というわけではありません。弁護士に依頼をすればすべてが思うようになるというわけでもないと思います。それでも、地元にいる弁護士だからこそ熱

意をもって取り組みができることは沢山あります。解決方法は一つではないことの方が多いですが、困難に直面して相談にいらっしゃった方と一緒に、どのような解決の方法があるのか考えたいと思っています。相談に来られた方、そして依頼をされた方に、弁護士に頼んでよかったと思っていただけるような仕事をしていきたいと思っています。

夏の奄美はお祭りや舟漕ぎなどイベントが目白押しです。私も、今年は様々なイベントに積極的に参加する予定です。奄美での生活を楽しみながら、仕事をしていきたいと思っています。



暑中お見舞い

申し上げます



弁護士
原 正和

交通事故の経験は文字通り衝撃的なものでした。頭では分かっていたつもりですが、いつ何が起きるか分からないということをもまさに体で感じました(幸い、ケガはほとんどありませんでした)。また、周りの方々のお話を聞いても、厄年の頃に体力面、体調面でも様々な変化が起きてくることとです(医学的にも、一般的に体の変化が起きやすい時期とされているようです)、私自身もその点をすでに実感しておりました。そこで、厄除けで有名な立木観音と松尾寺に行きました。おかげさまで、今のところ何も起きず、平穏な日が続いておりますが、前厄、本厄、後厄と、厄年はこれからまだ2年半も続きますので、これまで以上に謙虚な気持ちを持って慎重に公私ともに励みたいと思っております。



弁護士
齊藤 優摩

客員研究員

前回は、再エネコンシェルジュのお話をさせて頂きましたが、今回は、また新たな肩書?が増えましたので、それのご紹介です。

私は、上智大学法科大学院が母校になるのですが、そこの環境法の恩師からお話を頂き、この度、上智大学法科大学院の客員研究員に就任致しました。名前からは、何をするのかよくわからないと思いますが、環境法弁護士としての役割ややりがいなどを法科大学院生に伝えることが目的です。この記事を書く少し前にも、上智大学の学生に対して、環境法弁護士とは何かを説明してきたところですが、教えることだけでなく、教わることも数多くありますので、非常にいい経験をさせて頂いております。

このような経験を通じて、環境法弁護士として更なる知見を得て、学生に対してだけでなく、皆様のご相談にも応じられるようにしたいと考えております。



弁護士
津田 浩克

山が呼んでいる

昨年は、千メートル前後の山14座に登ってリフレッシュしました。今年は二千メートル超の山々を目指しています。5月連休明けの週末三日間で金峰山(2599M)、瑞牆山(2230M)、蓼科山(2530M)に挑戦。強行軍でしたが晴天に恵まれ、金峰山から富士山を望むことができました。真夜中に山小屋の戸外で天空を仰げば

星が降り注ぎ、流れ星が眼前を横切っていきます。頂きに立ってはじめて観ることができる世界があります。その世界に手をかけるために苦しい行程に耐えるのです。おかげで体重も落ち体調もすこぶる好調です。

また山の折々をご報告したいと思います。ご自愛ください。



弁護士
石飛 優子

奄美いいとこ

当事務所の奄美新所長就任披露レセプションで、本年4月にはじめて、奄美大島に行ってきました。事務所行事の一環ですが、せっかくの機会なので、夫と息子も同行させていただきました。レセプション以外の自由行動時間、まだ海水浴には寒い陽気でしたが、息子は臆することなく海に入り、バシャバシャと水遊びを楽しみました(そして夫はそれに付き合わされました)。

奄美の観光地化され過ぎていない、のどかで素朴な雰囲気、とても気に入りました。食べ物もお酒もおいしく、澄み切った青い海を眺めながらゆったりと過ごすのにとても良い場所だと思います。

また事務所行事があれば、家族みんなで行きたいと思えます(笑)。



弁護士
杉田 峻介

「草刈り十字軍」の終了

富山県で、1974年に始まり43年目を迎えた「草刈り十字軍」が、今年で幕を閉じることになりました。初めて聞く方はすごい名前に思われるかもしれませんが、草刈り十字軍は、造林地への除草剤の散布への反対から、全国から若者を集めて富山県下の各地で真夏に造林地の下刈り(雑草の除去)作業をすること

で始まった活動で、森林ボランティアの先駆けとも言われています。その後何十年にわたり受け継がれ、私自身も大学に入った20歳の頃から、約10回ほど参加してきました。環境問題に携わる大きなきっかけとなったほか、自身がリーダーを務めた年のことは一生忘れられない思い出です。時代の流れで若い参加者が減少傾向にありましたが、今年で終了とのこと、非常に寂しく思っています。私自身も最近では少ししか参加できていませんが、今年は何日間だけでも参加してこようと思っています。



弁護士
池田 直樹

伝え、承け、遺すこと

父の遺品を整理していると、一人暮らしを始めた高校の教え子から50年以上前に届いた手紙を見つけた。青春の悩みを受け止めて、父は親身に相談にのっていたようだ。恵まれない境遇にあった学生に、両親を早くに失った自分の少年期を重ね合わせていたのかもしれない。「人に寄り添う気持ちを忘れるな。」そう言われた気がした。

最晩年の2年を除き、父は生涯、教育に携わった。親を失った子供たちのための「あしなが育成会」に寄付を続けていた。軽い認知症になっても、デイケアでの最期の書の作品は、「伝承」だった。じっと眺めていると「承」の字の最後のハネがずっと私に向かって伸びてくる気がする。それを掴んで私も次の世代にバトンを伝え受け継いでいこう。その思いからJELFの「みどりの遺言」プロジェクトを始めます(末尾頁参照)。



弁護士
室谷 悠子

オサイホウ、おさいほう、お裁縫

昨冬、娘の保育園で、「クリスマスプレゼントにクマのぬいぐるみを作ってください」と型紙を渡されました。「はて?世間のお母さんは、型紙だけでぬいぐるみを作るのかしらん?」私には、これまで獲得してきた知識や技術を総動員しても不可能でしたが、子どものためと覚悟を決めました。船場センター街と百均ショップで材料と道具を集め、グーグル検索と本屋の立ち読みで作り方を学び、一度の大失敗と夜なべすること約2日、小学生の絵のようなぬいぐるみが完成。幸い1歳半だった娘は気に入ってくれたようです。そして、今夏、「ボタンかけの練習用に大きいボタンをつけたパジャマを用意して」と言われ、ついにミシンを購入。「ボタン穴ってどうやってつくるの?」母の挑戦は続きます。



弁護士
平林 佳江子

新しい世界が見える

入所して約1年半、「一番の若手弁護士」でしたが、この春、弊所では新人弁護士採用面接を行いました。面接において、スポーツ経験や趣味などの自己PRをする応募者の方々の話に感化され、なぜか「私も何かやらかなくちゃ」という気になり、幼い頃に習っていて一度やめ、銀行勤務時代に再開し、ロースクールに入って再びやめてしまっていたエレクトーンを再開(再々開?)することにしました。ただ今、バイオリニスト葉加瀬太郎さん作曲の「情熱大陸」や「Another Sky」を必死に練習中。「再開」とはいえど、日常とは異なることに挑戦するのはとても楽しく、いつか即興ですらすら弾けるようになることを夢見ながら、一生懸命練習しています。



弁護士
岩本 朗

サブフォー達成しました

次こそ、来年こそと言いつつ随分経ち、もはや無理ではないかと思いつつサブフォー(フルマラソンでの4時間切りのこと)をようやく達成できました。昨シーズンは、昨年11月に神戸マラソンを走りましたが、4時間3分でわずかに及ばず。次のレースは12月の奈良マラソン。アップダウンの厳しいコースであり、

攻略は困難だと思われましたが、法廷に行く際もできるだけ階段を利用するなどして登り坂対策をした結果、3時間59分でなんとかサブフォーを達成しました。この勢いで、今年2月の泉州国際マラソンも、3時間58分台で完走することができました。まだ進歩の余地があることがわかったので、来シーズンに向けてトレーニングを積んでいきたいと思っております。



弁護士
増田 浩之

AI

最近、AI(Artificial Intelligence 人工知能)が急速に発達しているというニュースを目にします。様々な仕事にAIが代わられるのでは、などと議論されています。弁護士の仕事は?ということ、その仕事の多くが、依頼者から聞き出した生の事実を法的に構成し直し、適用可能性のある法令や過去の判例にあてはめながら結論を出していくことを基本としつつ、しかし、その過程で、必ずしも法的に正解とは限らない解決策を模索するなど、極めて人間的な作業が介在します。ですので、そう簡単にはAIに取って代われないのではという意見が現状は多数のような気がします。そのような判断すら可能なほどAIが発達したその時は・・・弁護士業界のジョン・コナーを探すべきありません。

去の判例にあてはめながら結論を出していくことを基本としつつ、しかし、その過程で、必ずしも法的に正解とは限らない解決策を模索するなど、極めて人間的な作業が介在します。ですので、そう簡単にはAIに取って代われないのではという意見が現状は多数のような気がします。そのような判断すら可能なほどAIが発達したその時は・・・弁護士業界のジョン・コナーを探すべきありません。



弁護士
和田 知彦

一足先に夏を迎えて

今年の奄美は、例年よりも早く、6月18日に梅雨明けしました。梅雨明けを境に青い空が広がる日がめっきり増え、日に日に空と海が濃い青に染まってきています。

私も、今年は夏のあまみ祭りの舟漕ぎ大会に出場するため、週2回、チームで集まって練習をしています。舟漕ぎ大会の舟は昔ながらの和船の板付け舟で6人の漕ぎ手と1人の舵取りが乗るのですが、夕方に練習で舟を漕いでいると一時仕事のことを忘れて熱中できます。強いチームが沢山出るので難しいと思いますが、出るからには楽しんで参加したいです。仕事でなかなか時間がとれないのですが、せっかくの夏の奄美なので、仕事だけでなくいろいろなことに挑戦してみたいと思っています。

退所ごあいさつ



弁護士 正込健一郎

私は、平成28年3月いっぱいをもって、弁護士法人あすなろを退所し、同年4月より、鹿児島市内で正込法律事務所を開設いたしました。ここに、在籍中にいただいたご支援とご厚情に感謝申し上げますとともに、新天地でのより良いリーガルサービスの提供を目指すことを誓います。

今、鹿児島に戻ってきて改めて感じるのは、奄美の人のつながりの強さです。本店

のバックアップ、支所のスタッフの支えはもちろん、裁判所・検察庁をはじめとする関係各機関、奄美の法律事務所、いずれも顔の見える関係で、未熟な私を支えてくれました。これからは、弁護士として独り立ちをしなければと強く感じています。

今後も、あすなろ卒業生として精進してまいりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

あすなろニュース

●今年も中学生の職場訪問を受け入れました

2月12日に、昨年に続き、大阪市立柴島中学校1年生の生徒さん6名の職場訪問を受け入れました。所員からの説明と事務所の見学、大阪地裁での裁判傍聴などを通じて、弁護士事務所の仕事を学んでもらいました。生徒の皆さんからは、訪問の様子をまとめた「あすなろ新聞」をいただきました。

●新生TSBネットワークが発足しました

あすなろ法律事務所は、土業ネットワーク「TSBネットワーク」に加盟し、他の土業関係者との相互の協力関係のもと業務を行っています。このたび、TSBネットワークは4月21日に総会を開催し、不動産鑑定士事務所、不動産コンサルティング会社を新たなメンバーに加え、新しい体制で活動を開始しました。不動産関係業務について優れたパートナーがTSBネットワークに加入したことで、あすなろ法律事務所としても、より良いサービス提供につなげていくことができると考えています。

●庭を整備しました

現在の事務所はビルの4階にありますが、実は相談室の北側に3坪ほどのテラス(庭)があります。この庭は、事務所が現在のビルに移転した当時から長く荒地のままとなっていたのですが、5月中旬に、弁護士メンバーで整備を行いました。雑草の除去、岩石の移動や整地、買って来た樹木や花の植えつけと大改造になりましたが、見違えるように賑やかな庭に変わりました。事務所にお越しの際は是非ご覧ください。



日本環境法律家連盟

日本野鳥の会、WWFジャパン、日本自然保護協会、地球生物会議、気候ネットワーク、アジア協会アジア友の会とJELFが連携して、遺言や相続時に環境団体に未来を託す寄付を募る「みどりの遺言」プロジェ

クトを始めました。JELFが団体の信用性をチェックし、人生の締めくくりに環境のための寄付を考えている方に、寄付のさまざまな選択肢を設けるものです。リーフレットを同封しますので、ぜひ、ご興味のある方はご連絡ください。「JELF みどりの遺言」でネット検索も可能です。

夏期休暇お知らせ

誠に勝手ながら、弊所では、右記の期間を夏期休暇とさせていただきます。

ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

◆大阪事務所：8月12日(金)～8月15日(月)

◆奄美支所：8月15日(月)～8月17日(水)

